

提出期限

令和8年5月7日（木曜日）

# 労働保険 年度更新手続について (確定・概算保険料申告)

メール送信によるご提出も可能です！  
用紙のダウンロード、返信用メールアドレスは  
本誌の裏表紙をご覧ください。

一般の事業場	賃金計算表
	労働保険料等算定基礎賃金等の報告
建設業	労働保険等一括有期事業総括表
	一括有期事業報告書
	工事表
	賃金計算表（雇用保険加入のみ）
	労働保険料等算定基礎賃金等の報告
林業	労働保険等一括有期事業総括表
	一括有期事業報告書
	賃金計算表（薪の切り出し作業の事業場）
	労働保険料等算定基礎賃金等の報告

## ～今年度の改正点～

- ①雇用保険料率が改正されます。
- ②労災保険料率の変更はありません。

事業主・被保険者の皆さまへ

## 令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

### <令和8年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	<b>5/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	5/1,000	3.5/1,000	<b>13.5/1,000</b>
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	<b>6/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	6/1,000	4.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

# 1.労働保険の年度更新とは

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、労働者に支払った賃金から計算されます。建設業や林業の労災保険料は施工した元受け工事の請負代金から計算されます。しかし、その年度の支払賃金、請負代金は1年が経過しないと合計が出ないため、一旦見込額より概算保険料を計上し国に納付します。1年間の支払賃金、年度末で終了した工事の請負代金が確定した段階で、その額を報告し保険料の精算（**確定申告**）を行い、併せて翌年度の見込み保険料の報告（**概算申告**）を行います。これが労働保険料の年度更新です。

## ご注意① 提出期限の厳守

労働保険事務組合では、全委託事業場の保険料等を一覧表にしてまとめて申告いたします。1社でも保険料の申告や保険料納付ができない場合は事務組合としての年度更新が不可能となり、ほかの委託事業場まで多大な悪影響を与えることとなります。

**提出期限は、必ずお守りいただくようにご協力お願い申し上げます。**

## ご注意② 正確な申告の実施

鹿児島労働局により定期的に各事業場に賃金台帳や決算書等を提示して監査が行われます。

申告漏れがあった場合は差額保険料と追徴金も発生しますので、正しい申告にご協力いただくとともにご不明な点は、遠慮なくご相談くださるようよろしくお願い申し上げます。

# 2.今年度の年度更新日程

当労働保険事務組合では令和8年度の年度更新事務処理を次の日程で行います。

令和8年4月1日 ～5月7日 (木曜日)	<table border="0"><tr><td data-bbox="502 1103 711 1136">一般事業場</td><td data-bbox="725 1103 1172 1174">労働保険料算定基礎賃金の報告 令和7年度賃金表</td></tr><tr><td data-bbox="502 1219 601 1251">建設業</td><td data-bbox="725 1219 1172 1329">労働保険等一括有期事業総括表 一括有期事業報告書 工事表</td></tr><tr><td data-bbox="502 1489 568 1522">林業</td><td data-bbox="725 1489 1172 1561">労働保険等一括有期事業総括表 一括有期事業報告書</td></tr></table> <div data-bbox="725 1340 1329 1476" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>雇用保険に加入している場合 労働保険料算定基礎賃金の報告 令和7年度賃金表</p></div> <div data-bbox="725 1566 1329 1702" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>薪の切り出し作業の場合 労働保険料算定基礎賃金の報告 令和7年度賃金表</p></div>	一般事業場	労働保険料算定基礎賃金の報告 令和7年度賃金表	建設業	労働保険等一括有期事業総括表 一括有期事業報告書 工事表	林業	労働保険等一括有期事業総括表 一括有期事業報告書
一般事業場	労働保険料算定基礎賃金の報告 令和7年度賃金表						
建設業	労働保険等一括有期事業総括表 一括有期事業報告書 工事表						
林業	労働保険等一括有期事業総括表 一括有期事業報告書						
令和8年6月5日（金）頃 令和8年6月22日（月） 令和8年10月26日（月） 令和9年1月26日（火）	労働保険料1期分納入通知書発行 1期分保険料納付期限・口座引落日 2期分保険料納付期限・口座引落日 3期分保険料納付期限・口座引落日						



②工事現場の労災保険 一括有期事業報告書  
 令和7年4月1日～令和8年3月31日までに終了した  
**元請工事**についての報告書です。

◎元請工事がない場合

- 1.事業の名称項目に「**元請工事なし**」とご記入ください。
- 2.**2枚**とも事業主欄にザバン等押印の上、ご返送ください。

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険

事業主控

一括有期事業報告書（建設の事業）

労働保険番号		事業所	事業所名称	基幹番号	枝番号	枚のうち 枚目	
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間		④	⑤	⑥	⑦
				請負代金の額	請負代金に 加算する額	請負代金から 控除する額	請負全額
元請工事なし		年 月 日から	年 月 日まで	円	円	円	円
		年 月 日から	年 月 日まで				
		年 月 日から	年 月 日まで				
		年 月 日から	年 月 日まで				
		年 月 日から	年 月 日まで				
事業の種類		計					

ザバンを押してください  
 印鑑は押さなくてよいです。

◎元請工事がある場合



**P6**へ

〔注意〕  
 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

### ③工事現場の労災保険 一括有期事業報告書

- 《手順の流れ》
- 1.令和7年4月1日～令和8年3月31日までに終了した元請工事について内容をご記入ください。
  - 2.事業主欄にザバンを押印の上ご返送ください。

◎事業の名称  
工事内容がわかるよう具体的に工事の名称を記入。

◎事業の所在地  
工事現場の所在地を記入  
〇〇市〇〇町まで記入

◎事業の期間  
工事期間を記入。必ず工事の終了時期が令和7年4月1日～令和8年3月31日であること。

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険

事業主控

#### 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	建設事務所管轄	基幹番号	枝番号	収のうち	収日
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	①請負金額の内訳	②労働	③賃金総額
		年 月 日から 年 月 日まで	①請負金額に 加算する額	費率	円
		年 月 日から 年 月 日まで	②請負金額から 控除する額		円
		年 月 日から 年 月 日まで	③請負金額		円
事業の種類		計			

①請負代金の額  
請負代金から  
**消費税を抜いてください。**

事業の種類が異なる  
工事は、用紙を換えてご  
記入ください。

A:元請工事記入欄  
※元請工事について  
青枠内をご記入くだ  
さい。  
元請工事がない場合  
「元請工事なし」と  
ご記入ください。

ザバンを押してください  
印鑑は押さなくてよいです。

### 一括有期事業報告書 元請工事内容記載方法

①上記記載例をご覧のうえ令和7年4月1日～令和8年3月31日までに終了した元請工事についてご記入ください。

②請負金額が**消費税を除き**1億8000万円未満であること。

# ◎工事表のみのご記入も可能です。

- ①令和8年3月31日までに終了した元請工事について「工事表」をご記入ください。
- ②事業の種類についてはご記入いただくか当てはまるものに○をつけてください。

「工事表」

令和8年3月31日までに終了した元請工事のみ令和7年5月7日までに報告してください。

FAX 0993-58-2184

メール k-shibu@fuga.ocn.ne.jp

事業所名					
工事名	事業の種類 当てはまるものを選んでください	工事場所	開始年月日	終了年月日	請負金額
		市	年 月 日	年 月 日	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.道路新設事業</li> <li>2.舗装</li> <li>3.建築（新築工事・建物の外側・足場が必</li> <li>4.既設建築物設備工事（既設の建物の内</li> <li>5.機械装置組立・取付</li> <li>6.機械装置据付に関する</li> <li>7.その他の建設（土木工事・建物全部の解</li> </ul>	市			
		市			



提出期限

## 5月7日（木）まで

ご注意ください！こんな誤り

①下請け工事を  
誤記入

**元請工事のみ  
を記入**

記入するのは  
施主から  
直接発行を受けた  
元請工事だけです。

②雑工事を  
記入しなかった

**小さな工事も記入する**

元請工事は、請負代金にかかわらず、どんな小さな工事も記入しなければなりません。

③消費税を  
入れてしまった

**消費税を除いた  
請負金額を記入**

請負代金から  
消費税は  
除いてください。

## 事業の振り分けは下記を参照にしてください。

1	道路の建設工事	<p>道路新設・改築（路幅の拡張、路線変更）工事は③①「道路新設事業」 道路改修・復旧・維持工事は③⑦「その他の建設事業」に分類してください。</p> <p>また、一の工事で、道路改築工事と道路改修工事がある場合は道路改築工事が主であれば③①「道路新設事業」 道路改修工事が主であれば③⑦「その他の建設事業」に分類してください。</p>
2	舗装工事	<p>舗装工事が単独で行われる場合（請負契約が「ほかの工事と異なる場合）は③③「舗装工事業」となりますが、一の請負契約で道路新設・改築工事・舗装工事がある場合は③①「道路新設事業」 道路の改修工事と舗装工事がある場合で、舗装工事が主であれば③③「舗装工事業」 道路改修工事が主であれば③⑦「その他の建設事業」に分類してください。</p>
3	道路付属施設工事	<p>道路付属施設工事が単独で行われている場合（請負契約がほかの工事と異なる場合）は完成される工作物（道路付属施設）により分類してください。</p> <p>例えば信号機・照明施設・落石覆い・落石防止柵の建設（足場を組む等大がかりなもの）は③⑤「建築事業」 ガードレール・道路標識ポール等の建設や路面標示は③⑦「その他の建設事業」に分類してください。また、一の請負契約で道路新設・改築工事と道路付属施設工事がある場合は③①「道路新設事業」 道路改修工事に伴い道路付属施設工事を行う場合は、道路改修工事が主であれば③⑦「その他の建設事業」 道路付属施設工事が主であれば完成される工作物（道路付属施設により分類してください。</p>
4	造成工事	<p>家屋等の新築工事に伴う造成工事は請負契約が異なる場合でも③⑤「建築事業」に分類し、それ以外は③⑦「その他の建設事業」に分類してください。</p>
5	造園工事	<p>家屋に附帯する庭園の建設は③⑤「建築事業」になりますが、公園、広場等の造園工事は③⑦「その他の建設事業」に分類してください。</p> <p>また、広場、庭園、街路において高所作業により樹木の枝切作業等の行う事業は③⑤「建築事業」に分類し、それ以外は③⑦「その他の建設事業」に分類してください。</p>
6	工作物解体工事	<p>工作物の解体のうち、原形をとどめず、かつ、材料の大部分がほとんど原形をとどめない程度の解体を行う工事は③⑦「その他の建設事業」 工作物の一部分を解体するもの又は使用されている資材の大部分を再利用することを前提に解体するものや移動・取り外し又は撤去を行う工事は③⑤「建築事業」に分類してください。</p>
7	既設建設物の設備工事	<p>既設建築物内部において各種設備工事を行う事業や室内の塗装・建具の取付、その他の内装工事を行う場合は③⑧「既設建築物設備工事業」に分類しますが、建築物の新設に伴う内部設備工事又は内装工事、主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う場合は③⑤「建築事業」に分類してください。</p>

# ④一括有期事業総括表

記入の仕方がわからない場合は  
延納申請の欄のどちらかに○をしてご返送ください。

組機様式第8号

労働保険 一括有期事業総括表  
算定基礎賃金等の報告

労働保険番号

府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
46	1	01	935095	

事務組合名 労働保険事務組合 公益社団法人  
鹿児島県労働基準協会加世田支部  
(TEL: 0993-58-2183)

委託開始日 事業場TEL

業種 番号	事業の種類	1. 請負金額 [円]	2. 労務 費率	3. 賞金総額 [円]	4. 労災 保険率等	5. メリット 料率	6. 保険料等 [円]	7. 一括有期 事業報告 収入付
02	林業 木材伐出業							4. 常時使用 労働者数
03	その他の林業							5. 事 記入しなくてよい
31	水力発電施設 等に関する事業		18%		89			6. 新 1. 分納 (3回) 2. 一括納付
32	道路新設事業		20		16			7. 延納の申請 1. 分納 (3回) 2. 一括納付
33	舗装工事		18		9			※ 1. 開始 期 平成25年03月31日
34	鉄道又は軌道新 設事業		23		17			※ 2. 平成27年04月01日
35	建築事業		23		11			※ 3. 平成30年03月31日
36	既設建築物設備 工事		23		9.5			※ 4. 平成30年04月01日
37	機械装 置の組 立又は 据付け の事業		21		13			※ 5. 令和06年03月31日
	合計		24		15			
	一般拠出金				0.02			

**④ 常時使用労働者数**  
…平均労働者数  
(建設作業の正社員の数でよいです。)  
※事務の方は除く  
**必ず記入してください!**

**⑦ 延納の申請**  
1. 一括納付  
2. 分納 (3回払い)  
※どちらかに○をつけてください。  
○がない場合は一括納付とします。

**A: 特別加入記入欄**  
1. 特別加入者の加入・脱退は  
届出用紙をお送りしますので  
早めにご連絡ください。

・作成者氏名  
・事業主氏名 ザバン等押印してください。

8. 加入者の氏名	10. 承認された 基礎日額	11. 適用月数	12. 特留する 基礎日額	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された 基礎日額	11. 適用月数	12. 特留する 基礎日額
	円		円		円		円
	円		円		円		円
	円		円		円		円

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を  
上記のとおり総括して報告します。

令和06年02月07日 事業主氏名

鹿児島 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

作成者氏名

**元請工事がない場合も**  
**④常時使用労働者数ご記入**  
**⑦延納申請のご記入**  
事業主欄にザバンを押印の上ご返送ください。

**提出期限 5月7日 (木) まで**

## ⑤労働保険適用除外者

### (1) 事業主、法人役員、事業主の家族従事者の取り扱い

下記の方々は労働者とみなされず、労災保険・雇用保険に加入することができません。これらの方の収入を誤って、年度更新時に労働者の賃金に含めないでください。

#### 労働保険適用除外者

事業場の種類		労災保険・雇用保険
法人会社	株式会社 有限会社	<ul style="list-style-type: none"><li>・代表取締役</li><li>・次のいずれかにあてはまる取締役<ul style="list-style-type: none"><li>①業務執行権を有する</li><li>②一般の労働者と労働条件が異なる</li></ul></li></ul>
個人企業		<ul style="list-style-type: none"><li>・事業主</li><li>・<b>事業主と同居の親族</b></li></ul>



### ご注意

- ①労災保険の適用除外者で実際に業務を行われる方は、労災保険への特別加入が可能ですので、加入を希望される場合はご連絡ください。また、遡って加入することはできませんのでご注意ください。
- ②雇用保険の適用除外者で、雇用保険の被保険者となっている場合は喪失手続きが必要ですのでご連絡ください。
- ③特別加入を脱退される場合、特別加入だった申請書の提出が必要ですので支給ご連絡ください。また、遡って脱退できませんのでご注意ください。

# ◎林業の年度更新書類の記入方法

様式第7号 (第34条関係) (甲)

## 労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業主控

令和8年3月31日までに終了した  
立木伐採の立方メートルを記入し  
「労働保険一括有期事業総括表」  
「一括有期事業報告書」を  
お送りください。

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	⑤ 請負金額の内訳					⑥ 労働費	⑦ 賃金総額
				① 請負代金の額	② 請負代金に算入する額	③ 請負代金から控除する額	④ 請負金額	⑤ 請負金額		
			年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円	円	円	
			年 月 日から 年 月 日まで							
			年 月 日から 年 月 日まで							
			年 月 日から 年 月 日まで							
			年 月 日から 年 月 日まで							
			年 月 日から 年 月 日まで							
			年 月 日から 年 月 日まで							
			計							

ザバンを押してください  
印鑑は押さなくてよいです。

【注意】  
社会保険労務士記載欄は、この報告書が社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日 報告書作成 労働保険労務士の氏名	氏名	電話番号
--------------------	------------------------------	----	------

組織様式第8号

## 労働保険 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
	46	1	01	935095	

事務組合名 労働保険事務組合 公益社団法人  
鹿児島県労働基準協会加世田支部  
(TEL:0993-58-2183)

業種 番号	事業の種類	建設 時期 ※1	1. 請負金額 (円)		労働 費率	2. 賃金総額 (円)	労災 保険率※	メリット 率※	保険料等 (円)	3. 一括有期 事業報告書 枚数付
			①	②						
02	林									
	木材伐出業									
03	業									
	その他の林業									
31	業				18%		89			
	水力発電施設 ずい道等施設事業					19	79			
						19	82			
						20	16			
32	業					20	11			
	道路新設事業					19	11			
						18	10			
						17	9			
33	建					23	17			
	舗装工事業					23	15			
						23	15			
						23	9.5			
34	設					22	15			
	鉄道又は軌道新 設事業					23	12			
						23	16			
						24	9			
35	業					21	13			
	建築事業					23	11			
						23	9.5			
38	業					22	15			
	既設建築物設備 工事業					23	15			
						23	16			
						23	7.5			
36	業					40	6.5			
	機械装 置の組 立又は 据付け その他 の事業					38	6.5			
						21	7.5			
						22	6.5			
						23	19			
						24	17			
37	業					24	15			
	その他の建設事業									
	合計							0.02		
	一般拠出金									

④ 常時使用労働者数…平均労働者数  
(事務の方は除く)

⑦ 延納の申請  
1.一括納付  
2.分納 (3回払い)  
※どちらかに○をつけてください。  
○がない場合は一括納付とします。

・作成者氏名  
・事業主氏名 ザバン等押印してください。

8. 特別加入者の氏名	10. 承認された 基礎月額	11. 承認する 基礎月額	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された 基礎月額	11. 承認する 基礎月額
	円	円		円	円
	円	円		円	円
	円	円		円	円

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を  
上記のとおり総括して報告します。

※8. 平価額	委託料	協会費
1期	円	円
2期	円	円
3期	円	円

令和06年02月07日

事業主氏名  
鹿児島 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿  
作成者氏名

 提出期限 **5月7日 (木) まで**

# ◎薪の切り出し作業の業種で登録していただいている 林業事業場の場合

林業事業場の場合その労働者に支払った賃金で計算しますので  
「令和7年度 賃金表」に記入の上ご返送ください。  
また、その場合は「労働保険料算定基礎賃金等の報告」もお送りください。

令和7年度 賃金計算表

令和7年5月7日までに提出してください。

(公社) 鹿児島県労働基準協会加世田支部

TEL:0993-58

事業所名称	従業員氏名	取得日	離職日	令和5年4	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1	2月	3月	賞与 月	賞与 月
	小湊																
	牧添																
雇用保険加入者合計																	

アルバイト	月ごとに支払った（アルバイト・パート）の 金額をご記入ください。
アルバイト合計	
雇用保険加入者+アルバイト 合計	

※上記の表で年度更新の計算はできるので  
「賃金表」のみをご返送いただいてもよいです。

組機様式第5号 労働保険料等算定基礎賃金等の報告

住所 平

事業場名 殿

事業主名 殿

事業場TEL: (TEL: )

労働保険番号 府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番 料室

雇用保険率番号 事務組合名

3. 事業の概要

4. 特種事業

5. 前年度賃金見込額

6. 延納の申請

7. 前年度と変わる

8. 委託解除年月日

9. 委託解除拠出金納付済

1. 一括納付 2. 分納

※どちらかに○をつけてください。  
丸がないときは一括納付とします。

項目	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金				2. 労災保険対象労働者数及び賃金			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者	(3) 臨時労働者	(4) 合計	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者	(7) 合計	(8) 合計
月別	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
賞与等								
賞与等								
賞与等								
合計								

9. 特別加入者の氏名

作成者氏名

事業主氏名

上記のとおり報告します。  
令和 年 月 日  
事業主氏名

審査済概算保険料

作成者氏名

事業主氏名

手続料1 手続料2 手続料3

薪の切り出し作業をされた  
労働者の賃金を  
令和7年4月～令和8年3月分まで記入し  
「令和7年度賃金表」  
「労働保険料算定基礎賃金等の報告」  
をお送りください。

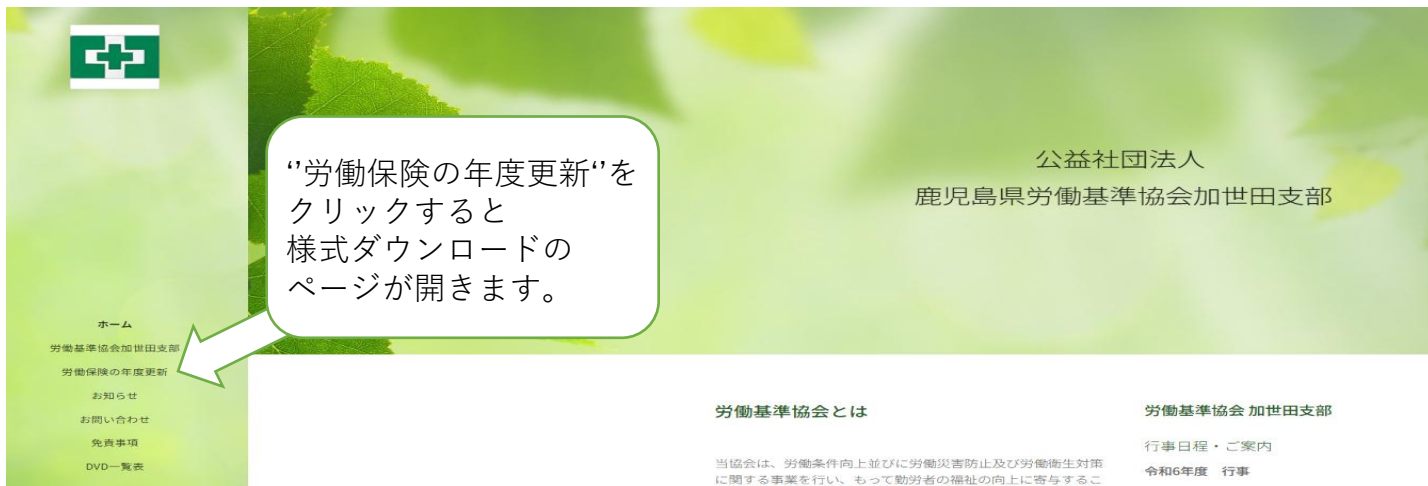
作成者氏名  
事業主氏名 ザバン等押印してください。

## ◎様式のダウンロード

公益社団法人鹿児島県労働基準協会加世田支部のホームページ

<http://k-shibu.webnode.jp>

「労働基準協会加世田支部」のキーワードでも検索可能です。



“労働保険の年度更新”をクリックすると様式ダウンロードのページが開きます。

公益社団法人  
鹿児島県労働基準協会加世田支部

労働基準協会とは

当協会は、労働条件向上並びに労働災害防止及び労働衛生対策に関する事業を行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与するこ

労働基準協会 加世田支部

行事日程・ご案内  
令和6年度 行事

### 《年度更新様式集》

- ①令和7年度 賃金計算表
- ②労働保険料算定基礎賃金等の報告
- ③工事表
- ④労働保険等一括有期事業総括表
- ⑤一括有期事業報告書（建設業）
- ⑥一括有期事業報告書（林業）

返信用メール宛先

[k-shibu@fuga.ocn.ne.jp](mailto:k-shibu@fuga.ocn.ne.jp)

提出期限日の厳守にご理解とご協力をお願いいたします。

**提出日 5月7日（木曜日）**

記入するにあたってご不明な点がございましたらご連絡ください。

〒897-0006 南さつま市加世田本町53-6

公益社団法人鹿児島県労働基準協会加世田支部

TEL：0993-58-2183

FAX：0993-58-2184